

令和2年3月24日

I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議(令和2年3月19日))においては、日本国内の感染の状況について、爆発的な感染拡大には進んでおらず、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大がみられるとした上で「諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねない」と分析されています。地域ごとの状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要である状況に、変わりありません。このような認識を前提として、各学校においては、各地域の感染状況（①感染状況が拡大傾向にある地域、②感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域、③感染状況が確認されていない地域）を十分踏まえながら、春季休業期間中はもとより、新学期以降も、引き続き十分な警戒を行い、感染症対策に万全を期すよう宜しくお願いいたします。

1. 保健管理等に関すること

(1) 感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行うこと。

1) 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。教職員についても同様の対応とすること。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の確認

2) 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

(参考) 手洗いと咳エチケット (出典: 首相官邸ホームページ)

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのぼすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに咳やくしゃみをする (X)

咳やくしゃみを手でおさえる (X)

マスクを着用する (口・鼻を覆う) (O)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う (O)

袖で口・鼻を覆う (O)

マスクがない時
とっさの時

また、学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

例) 次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の留意点
次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%~0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。
漂白剤の希釈方法: 市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06% の希釈液）。

3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解¹によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

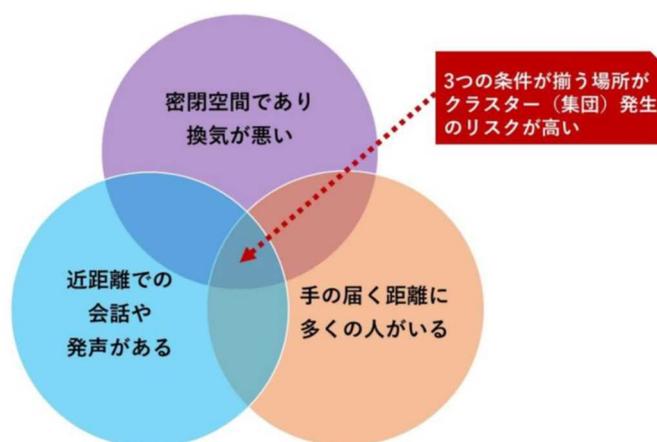
- ・換気の悪い密閉空間であった
- ・多くの人が密集していた
- ・近距離での会話や発声が行われた

という**3つの条件が重なった場**である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、**この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避ける**ことが重要である（図参照）。

専門家会議が3月19日に示した提言²では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。



¹ 「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000606000.pdf>

² 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

この専門家会議の提言を踏まえ、学校においては以下のような対応を行うこと。

(1) 換気の徹底

教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。

(2) 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

多くの学校においては人の密度を下げることには限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスク*を装着するなどするよう指導すること。

*なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

なお、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が感染予防のために欠席する場合の取扱いに関しては、「**(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について**」を参照されたい。

学校保健安全法第19条による出席停止の指示等を行った場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「**2. 学習指導に関すること**」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮すること。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をすること。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等^注（以下、「基礎疾患児」という。）についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をすること。

（注）重症化のリスクが高い方について

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）（令和2年3月11日版）」の、「問19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点はありますか？」の回答から抜粋）

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにされたい。

②学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行うことが求められること。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げするため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意すること。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり

得るので最新の情報に注意すること。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月21日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域>

(注：下線は、2020年3月21日午前0時(日本時間)から追加)

東アジア：中国、韓国の全域(3月9日午前0時から追加)

ヨーロッパ：シェンゲン協定加盟国(アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク)、アイルランド、アンドラ、英国、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニアの全域

中東：イランの全域

アフリカ：エジプトの全域

<入管法に基づく入国制限対象地域>

(注：下線は、2020年3月19日午前0時(日本時間)から追加)

<中国>湖北省、浙江省

<韓国>大邱広域市、慶尚北道(清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡)

<イラン・イスラム>ギーラーン州、コム州、テヘラン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキヤズィ州、ロレスタン州

<イタリア>ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州

<サンマリノ>全ての地域

<スイス>ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州

<スペイン>ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州

<アイスランド>全ての地域

(5) 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。